

## 中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会運営要領（案）

令和 年 月 日中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会決定

### （趣旨）

第1条 この要領は、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議及び書面会議その他検討委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領で使用する用語は、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例（令和6年中間市条例第33号。以下「条例」という。）の用語の例による。

### （招集の通知等）

第3条 会議を招集する場合は、委員に対し、会議の日時及び会場並びに議題をあらかじめ文書により通知するものとする。

2 書面会議による場合は、委員に対し、書面会議による旨並びに議題及び表決等の提出期限を文書により通知するものとする。

### （欠席等の連絡）

第4条 委員は、会議に出席することができないときは、室長（中間市コミュニティ広場の再編及び市立小中学校の再編に係る実施体制整備規則（令和6年中間市規則第34号）第4条の室長をいう。以下同じ。）に対し、あらかじめ連絡しなければならない。

2 委員は、書面会議による場合において、表決等を期限までに提出することができないときは、室長に対し、あらかじめ連絡しなければならない。

### （会議における発言）

第5条 会議における発言は、議長の指名を受けてこれを行わなければならない。

2 前項の規定による指名を求める方法は、挙手によるものとする。

3 2人以上の者が第1項の規定による指名を求めたときは、議長は、当該指名を求めたと認める順に指名して発言させるものとする。

### （採決の方法）

第6条 会議における採決の方法は、挙手によるものとする。ただし、当該議題について異議がないと議長が認めるとときは、挙手によらず、可とする旨の決定があったものとすることができる。

2 書面会議における採決の方法は、表決の集計によるものとする。

### （公開の決定の方法及び周知）

第7条 条例第11条の規定による会議の公開の決定については、次に掲げる方法によるものとする。

（1）会議の議事として決定する方法

（2）条例第7条第1項の規定による招集その他の通知に際し、期限を定めて公開を可すべきかの意思を確認し、その結果により決定する方法

2 前項の規定により会議の公開を決定したときは、速やかに市ホームページにより公表するものとする。

(通知に際して行う意思確認の細目等)

第8条 前条第1項第2号に掲げる方法による場合の細目は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 意思の確認に当たって、期限までに回答がない場合及び可否が明らかでない場合の取扱いを明示すること。

(2) 委員の多数の意見をもって決定し、可否同数の場合は、委員長の意見によるものとすること。

2 前条第1項第2号に掲げる方法による場合の期限の設定は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 会議の開催日に照らし、前条第2号の規定による公表を適切な時期に行うことができるよう十分配慮したものとすること。

(2) 期限の案は、前号に掲げるところにより、室長が定めるものとすること。

(公開の決定の変更)

第9条 現に会議を開催している場合において、第7条第1項第2号の規定による決定を変更するとき又は当該会議の議題となっている事項ごとに公開の決定を変更するときは、同項第1号に掲げる方法に準ずるものとする。

(会議の傍聴)

第10条 第7条第1項の規定により会議の公開を決定したときは、会議を傍聴させることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の用紙に住所及び氏名を記載するものとする。

3 傍聴は、先着順でこれを受け付ける。ただし、当該会議の会場において傍聴のため割り当てることができる席数を超えて受け付けることができない。

(傍聴の禁止)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、会議の傍聴を認めない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議の妨げになると思われるような事情があると議長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

第12条 会議を傍聴する者（次条において「傍聴人」という。）は、会場内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 飲食、喫煙、談話等他の者に迷惑をかける行為をしないこと。

(3) 鉢巻、腕章等の着用、ポスター、プラカード等の提示等の示威的行為をしないこと。

(4) みだりに会場内を移動し、又は席を離れないこと。

(5) 議長の指示に従うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の一時退出)

第13条 議長は、第9条の規定による公開の決定の変更により公開しないものとした範囲で、傍聴人に対し、会場からの一時退出を求めることができる。

2 前項の規定により一時退出を求められた傍聴人は、速やかに会場から一時退出するものとする。

3 議長は、一時退出を求める必要がなくなったときは、前項の規定により一時退出した傍聴人に対し、一時退出を要しなくなった旨を通知するものとする。

(傍聴人の退場)

第14条 議長は、傍聴人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該傍聴人に対し、会場からの退場を求めることができる。

(1) 第11条各号に掲げる者のいずれかであることが明らかになったとき。

(2) 第12条各号に掲げる遵守事項を遵守しなかったとき。

2 前項の規定により退場を求められた傍聴人は、直ちに会場から退場しなければならない。

3 前項の規定により退場した者は、当日は、会議を傍聴することができない。

(撮影、録音等の禁止)

第15条 会議は、これを撮影し、録画し、録音し、又は配信してはならない。

(答申の取扱い)

第16条 答申は、書面でこれを行う。

2 前項の書面（次項において「答申書」という。）には、検討委員会としての結論及び当該結論に至った理由を明示する。

3 答申書には、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

(1) 議事の経過

(2) 調査において収集した資料、録取した内容等のうち検討委員会において諮問庁に提示すべきと決したもの

(3) 審議において委員から示された意見のうち検討委員会において諮問庁に提示すべきと決したもの

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。